

建設工事における低入札価格調査基準及び最低制限価格の改定について

本市では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度により、公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図っております。

このたび、中央公契連モデルが改定されたことを受け、下記のとおり、低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法を改定し、令和5年1月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用することとしましたので、お知らせします。

■低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法の改定

1) 低入札価格調査制度の対象工事

請負に付する額が5,000万円以上の工事又は総合評価方式を適用する工事

2) 最低制限価格の対象工事

請負に付する額が130万円以上5,000万円未満の工事で総合評価方式を適用しない工事

3) 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法

低入札価格調査基準及び最低制限価格の算定の計算式のうち、一般管理費の額に乘じる割合を100分の55から100分の68に引き上げます。

※土木一式工事の例

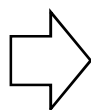
【現行】

○範囲

予定価格の7.5/10～9.2/10

○計算式

- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の55% の合計



【改正後】

○範囲

予定価格の7.5/10～9.2/10

○計算式

- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の68% の合計

※計算式により算出した合計額が上記の範囲を上回った（下回った）場合は上限（下限）値で設定。

※最低制限価格については、従来どおり計算式により算出した合計額にシステムが無作為に抽出したランダム係数（0.9950～1.0050）を乗じて算出。（設定範囲は7.5/10～9.2/10）

【問い合わせ先】

契約検査課審査係電話：029-224-1111(内線)1551